

外貨流動性預金規定

| 改 定 前       | 改 定 後   |
|-------------|---|
| <p>(新設)</p> | <p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。</u></p> <p>(2) <u>預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反しまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>第 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(4) <u>3年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(5) <u>前 3 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前 3 項にもとづく取引等の制限を解除します。</u></p> |

| 改 定 前  | 改 定 後   |
|--|---|
| <p>13. ( 解約等 )</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合<br/>この預金の預金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> | <p><u>14.</u> ( 解約等 )</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合<br/>この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合<br/><u>当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</u><br/><u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またそのおそれがあると合理的に認められる場合</u><br/><u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u><br/><u>上記 から までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</u><br/><u>前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合</u></p> |
| <p>14. ( 通知等 )</p>   | <p><u>15.</u> ( 通知等 ) ( 以下、条項の変更 )</p>  |

以 上